

三重県警察の被留置者の留置に関する訓令

三重県警察本部訓令第 11 号
令和元年 7 月 24 日

【概要】

この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）、被留置者の留置に関する規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 11 号）その他の法令に定めるもののほか、留置業務の適正な管理運営及び被留置者の処遇の適正を図るため、必要な事項を定めることを目的とし、「看守」「被留置者の処遇」「護送」「不服申立て」等について定めたもの。